

独立行政法人農林漁業信用基金 平成19年度業務実績報告書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業年度報告
<p>第1 中期目標の期間 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>信用基金は、農林漁業金融政策の一環として、農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うことにより、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的とするものである。</p> <p>また、自然災害や不慮の事故による損失を補填することにより農漁業経営の安定に資する災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。</p> <p>信用基金がその役割を的確に果たすには、多岐にわたる業務を一体的に運営し、一つの法人として、効率的な業務運営体制を確立</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとった措置</p>

することが必要不可欠である。このことは、第4で定める信用基金の財務内容の改善にも資するものである。

このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。

1 事業費の削減・効率化

事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

1 事業費の削減・効率化

事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、その支出の可否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成14年度比で5%以上削減する。

1 事業費の削減・効率化

事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）について、効率化を図る観点から、以下の点など支出の要否及び支出方法等について引き続き検討を行う。

- ・極力有利な条件での借入れ等による借入金利の縮減
- ・サービスの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮

1 事業費の削減・効率化

(1) 事業費（農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。）については、763億97百万円の支出であり、平成14年度予算対比で30.6%の削減となった（決算対比では、1.1%の削減）。

平成14年度 予算(A)	平成19年度 決算(B)	削減率 (B-A)÷A	参 考	
			14年度決算 (C)	削減率 (B-C)÷C
110,109 百万円	76,397 百万円	30.6%	77,211 百万円	1.1%

削減要因としては、

保険事業費（農業・漁業の保険金等）及び保証事業費（林業の代位弁済費等）が、それぞれ平成14年度予算対比で14.8%、35.6%の減となったこと。

事業費の大宗を占める貸付事業費（平成19年度決算580億円）については、農業・漁業の低利資金、林業の推進資金に係る貸付が、長引く低金利情勢により有利性が薄れたこと等を反映して、平成14年度予算対比で36.6%の減となったこと。

が挙げられる。

(2) 事業費の削減に直接つながる取組として、

林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、平成19年度は、次表のとおり2回にわたって長期借入れを行った。

借入れに当たっては、一層の事業費の節減につながるよう一般競争入札を実施した。

	借入時期	借入金額	借入利率	参 考	
				国債利率(5年)	長プラ利率
上期	19年 6月	1,808百万円	1.322%	1.246%	2.25%
下期	19年 10月	3,766百万円	1.295%	1.130%	2.25%

サービスへの委託に当たっては、全国的に事業実施していること、同様の債権についての取扱実績、回収手法、回収姿勢及び経費負担等を考慮して、企画競争により2社を選定するとともに、委託費の支払いについては回収実績の一定の割合を支払う方法とし、費用対効果に配慮した。

この結果、平成19年度におけるサービスによる回収が82百万円であったのに対し、支払った委託経費は24百万円となった。

			<p>(3) さらに、代位弁済額や支払保険金の抑制に向けての取組として、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、審査協議会において協議を行うなど厳正な保証審査を行うことにより代位弁済の抑制に努めているところである。 基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会との情報の共有に努めるとともに、基金協会の審査の精度の向上に資するよう、大口保険引受及び大口保険金請求に関して基金協会との事前協議を徹底することで、保険事故の発生の抑制に取り組んだ。</p> <p>(4) 特に、農業信用保険業務においては畜特資金、負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金について、漁業信用保険業務においては借替緊急融資資金について、大口保険引受に係る事前協議の対象額を従前の2分の1に引き下げ、平成19年度から、事前協議の対象範囲の拡大等を行った。また、農業信用保険業務においては、畜特資金と負担軽減支援資金について部分保証を導入した。</p>
<p>2 業務運営体制の効率化 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒して独立行政法人化時点で定員削減を行うほか、その効果を踏まえた組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化 (1) 4分野（農業・林業・漁業・農業災害補償）に分かれている事務所を統合するとともに、前倒して独立行政法人化時点で3名の定員削減を行うほか、その効果を踏まえつつ、総務、経理等の管理部門の再編等、業務の質や量に対応した組織体制・人員配置を見直し、人員の削減を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化 (1) 事務所統合の成果を踏まえ、引き続き、業務運営の効率化を図る。 このほか、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合についての検討を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化 (1) 業務運営の適正化、効率化を図るため、平成20年1月に管理部門（総務部、経理部）の再編を行い、経理部を廃止して、経理総括課、経理第一課及び経理第二課を総務部に編入するとともに、信用基金全体の情報システムを統括するシステム管理課、コンプライアンスの指導等及び内部監査を実施する監理室を新設した。 また、各部の次長ポストを廃止して総務部考査役を新設するとともに、各部の調査役及び専門役についても総務部に配置し、効率的な活用を図った。</p> <p>(2) 国の農業共済再保険特別会計並びに漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合の検討が行われていることを踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る部署の統合について、「農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る組織体制の整備等に関する検討会」を開催した。 検討会では、両部署の統合により期待される効果及び統合に当たっての留意事項等についての検討・取りまとめを行った。</p> <p>(3) 平成20年1月の管理部門（総務部、経理部）の再編に伴い、管理部門の人員を3名削減した。これにより、独立行政法人移行後の管理部門について、8名の人員削減を行った。</p> <p>(4) 信用基金の人員について、1名の削減を行い、平成19年度末時点で123名となった。</p>
<p>また、職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。 ア．計画的養成研修 ・新規採用研修 ・一般職員研修 ・課長級研修 ・現地研修 イ．能力開発研修 ・実践的研修 ・専門的研修</p>	<p>中期研修計画に基づき平成19年度研修計画を作成し、以下のとおり研修を実施した。 実施に当たっては、計画的養成研修と実務的、専門的スキルを習得させる能力開発研修に体系化して行うとともに、研修の実効性の確保、今後の研修の充実反映する観点から、研修受講者に対して確認テストの実施やレポートの提出を課した。 また、研修の成果、効果を測定するため、研修終了後に受講者に対して、アンケートを実施し、その結果、9割以上の受講者が「研修が役に立った」とし、成果としては、「保険数理に対する理解が深まった」、「管理職としての意識の向上に役立った」等の回答があった。</p> <p>(計画的養成研修) 新規採用研修（新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修 4月） 一般職員研修（課長補佐以下の職員に対し専門的知識を付与するための研修 7月）</p>

- ・財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修
- ・保険数理の基礎を理解する研修
- 現地研修（課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修 10月）
- 課長研修（課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法に関する研修 11月）

（能力開発研修）

- 実践的研修（全職員を対象に農林漁業の情勢等、専門的知識を修得させる研修 1月）
- 専門的研修（信用基金の各業務又は他法人が行う研修）
- ・林業機械の現状を把握させる現地研修（林業信用保証業務主催 11月）
- ・林業機械のリースに対する助成制度等について把握させる研修（林業信用保証業務主催 1月）
- ・政府関係法人会計事務研修（財務省会計センター主催 10～11月）
- ・予算編成支援システム研修（財務省会計センター主催 10月）
- ・評価・監査セミナー（総務省行政評価局主催 8月）
- ・金融・保証等に関する通信教育研修（財務入門コース、財務基礎コース、債権管理・回収実践対策講座、演習債権管理回収コース）

なお、職員の士気向上に役立てるため、平成18年度に業務改善提案制度を導入し、平成19年度に一層充実させた。

3 経費支出の抑制
一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。

3 経費支出の抑制
すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費について、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%以上の節減を行う。

3 経費支出の抑制
すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費の節減を行う。

3 経費支出の抑制
一般管理費については、19億39百万円の支出であり、平成14年度予算対比で27.1%の削減となった（決算対比では15.1%の削減）。

平成14年度 予算（A）	平成19年度 決算（B）	削減率 (B - A) ÷ A	参 考	
			14年度決算 (C)	削減率 (B - C) ÷ C
2,659 百万円	1,939 百万円	27.1%	2,284 百万円	15.1%

削減要因としては、事務所統合による事務所借料の節減、人員削減や給与引き下げによる人件費の削減、電算システム（農業保険）の自主運用による委託費の節減（自主運用化前の外部委託費の年額52百万円（平成16年度）に対し、自主運用化後の運用経費（システムリース料等）は年額22百万円と大幅に削減。）等が挙げられる。

・予算管理、調達に係る規程を整備し、予算の執行管理体制を整備する。

会計規程に基づき、引き続き、支出の部署別時期別配分を行うなど予算の執行管理を徹底する。

(1) 会計規程に基づいて、適切な予算の執行管理のため、事業の実施にあたって、期中進行管理を行うとともに、担当部署との協議を行い、過去の実績に基づき、部署別の予算配分・管理を行った。

(2) なお、適正な資産評価に資するため、平成18年度から減損処理の仕組みを導入したが、その過程において、減損が認識されなかった土地、建物等（事務所及び宿舍（2箇所））の固定資産も含めて適正な資産評価を行い、その保有目的、利用状況を把握した。
固定資産のうち信用基金が保有する宿舍について、その有効活用を図るため、信用基金の職員のほか、他の独立行政法人や国に在籍する職員に対しても、信用基金の宿舍の貸与ができるよう宿舍等貸与規程の改正を行った。

<p>・ 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p>	<p>役職員に対し、費用対効果などのコスト意識を引き続き徹底させる。</p>	<p>コスト意識を徹底させるため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約担当部署と経理部との合同会議を通じたコスト意識の徹底 ・ 予算の期中進行管理を行い、役職員に対し年度中の執行見込を周知 ・ 部署別予算配分・管理を実施 																				
<p>・ 業務実施方法を見直す。</p>	<p>外部委託の推進を引き続き図るなど業務実施方法を見直す。</p>	<p>(1) 信用基金の業務実施方法の改善を図るため、以下の取り組みを実施した。</p> <p>信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システムの整備を行うとともに、信用基金内の現行LANの再構築を行った。</p> <p>信用基金全体の情報システムを統括するシステム管理課を新設し、システム化による業務の効率的実施を図っていくこととした。</p> <p>業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領を制定し、業務改善提案制度を充実させるとともに、事務の遂行状況の自主点検及びその結果に基づく改善策の検討を行うための仕組み・体制を整備した。</p> <p>(2) 外部委託については、平成15年度以降、林業信用保証業務における求償権回収業務の一部を債権回収業者（サービサー）に委託した。また、平成16年度以降、給与計算・社会保険事務の外部委託を行った。</p> <p>なお、官民競争入札については、例えば、貸付金の回収業務については、貸付対象が農業信用保証保険法等の法令に基づき設立された公的団体であり、また、貸付件数も限られていることから、官民競争入札の対象となるほどの業務量はないこと、民間に委託することにより効率的に実施できる業務については既に委託していることから、実施しなかった。</p>																				
<p>・ 一般競争入札等の積極的な導入を図る。</p>	<p>「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。）等を踏まえ、業務運営の効率化に努める。</p>	<p>(1) 公共調達に関する国の取組を踏まえ、随意契約の適正化に向けた取り組みを推進するため、平成19年に「随意契約見直し計画」を策定するとともに、計画の進捗の管理とその厳正な実施を行うため、契約審査会を設置した。</p> <p>また、同年9月に、契約情報公表要領を定め、一定金額以上の契約については契約締結日から10日以内にホームページにおいて公表を行うこととした。</p> <p>さらに、契約に関する問い合わせの総合窓口を設置するとともに総合評価落札方式による一般競争の仕組みの検討を行うプロジェクトチームを設置した。</p> <p>(2) 平成19年度に締結した契約の契約形態、件数、金額は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1126 1109 2013 1225"> <thead> <tr> <th>契約形態</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>割合（件数）</th> <th>割合（金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争等</td> <td>9件</td> <td>51,981千円</td> <td>40.9%</td> <td>37.8%</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>13件</td> <td>85,565千円</td> <td>59.1%</td> <td>62.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22件</td> <td>137,546千円</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 支出原因に基づくもので、工事・製造250万円以上、財産の買入れ160万円以上、物件の借入80万円以上、役務の提供100万円以上の契約を対象とし、金融取引を除いた。</p> <p>2. 一般競争等については、一般競争入札（7件）及び企画競争（2件）である。</p> <p>平成19年度の随意契約においては、監査契約1件、官報掲載1件、システムに係るプログラム修正・保守11件である。このうち、監査契約については、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人</p>	契約形態	件数	金額	割合（件数）	割合（金額）	一般競争等	9件	51,981千円	40.9%	37.8%	随意契約	13件	85,565千円	59.1%	62.2%	計	22件	137,546千円	100.0%	100.0%
契約形態	件数	金額	割合（件数）	割合（金額）																		
一般競争等	9件	51,981千円	40.9%	37.8%																		
随意契約	13件	85,565千円	59.1%	62.2%																		
計	22件	137,546千円	100.0%	100.0%																		

なお、人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

なお、人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降5年間において、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。なお、現中期目標期間が終了する19年度末まで（平成18年度以降2年間）に、少なくとも人件費の2%を削減。

人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）について、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員給与について必要な見直しを行う。なお、19年度末までに、少なくとも人件費の2%削減を達成できるよう努力する。

を主務大臣が選任することとしていること、官報掲載については、東京都区内の取扱業者が2社と限定され、費用も同一であることから、随意契約としている。システムに係るプログラム修正・保守については、システム開発業者と契約する必要があることから、随意契約としているが、今後、仕様書等の整備を図り、次期システム移行時から一般競争入札等に移行することとしている。

(1) 人件費（退職給付引当金繰入及び社会保険料負担金を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し、人員の削減等により、平成17年度決算比で8.3%削減（削減目標2%）の11億14百万円であった。

平成17年度 決算(A)	平成19年度 決算(B)	削減率 (B - A) ÷ A
1,215 百万円	1,114 百万円	8.3%

(2) 信用基金の対国家公務員指数については、専門性の高い業務を行っていることから、大学卒の職員の割合が高いこと、事務所が東京都特別区のみに所在するため、国の地域手当に相当する特別都市手当が職員全員に支給されていること、から国家公務員と比較して高くなっているが、これらの点を考慮して算定した対国家公務員指数（地域別・学歴別）については、18年度で104.6となっている。

さらに、対国家公務員指数の引き下げに向けて、平成19年度は、本俸月額表の改定を見送り、職務手当の5千円未満を切り捨てる引き下げ、更に従前の昇格ペースを1～2年遅らせる等の措置を行った。

	18年度
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6
(参考) 対国家公務員指数	121.4

4 内部監査の充実
業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

4 内部監査の充実
業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

4 内部監査の充実
信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制の充実・強化を図るため、内部監査規程に基づき、常勤監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い内部監査を適切に実施する。

4 内部監査の充実

(1) 信用基金における内部監査の形骸化を防ぐべく、内部監査体制の充実・強化を図るため、平成19年12月に内部監査規程及び内部監査マニュアルの全面改正を行い、内部監査の実施を担当する部署を監理室（新設）として、自己査定業務を含む信用基金の業務全般について内部管理態勢の評価や問題点の改善方法の提言等まで踏み込んだ監査を実施する体制を整備するとともに、内部監査を補完する仕組みとして、事務ミスの実態把握と管理を行うため、各業務ごとに事務リスクの自主点検を実施する仕組みを整備した。

(2) 平成19年度の内部監査年度計画及び実施計画を策定し、これに基づき次の内部監査を実施した。また、年度計画及び実施計画の策定及び監査報告書のとりまとめに当たっては、監事と協議・意見交換を行い、連携を図った。

- ・ 総務部門における契約及び有価証券に関する事務を対象とした内部監査を実施し、随意契約に関する事務手続き、譲渡性預金証書の預金者名の取扱い等に係る改善を図った。

(3) 内部監査の一層の充実を図るため、担当職員の監査能力を向上させるための研修（総務省行政評

			<p>価局主催の評価・監査セミナー)に参加させている。</p> <p>(4) なお、信用基金におけるコンプライアンス態勢の整備を図るため、平成19年12月にコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を設置するとともに、平成20年1月にコンプライアンスの指導・監督を行う監理室を新設した。</p>
<p>5 評価・点検の実施 保証保険等に係る評価手法について、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」等を踏まえつつ検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを順次導入する。</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 保証保険等に係る評価手法について、必要に応じて有識者を活用しつつ、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」や他の政府系金融機関の検討状況等を踏まえて検討する。 (2) (1)の検討結果を踏まえ、信用基金内部に横断的な業務の評価・点検チームを設置するなど体制整備を行い、評価結果を業務運営に反映させる仕組みを順次導入する。</p>	<p>5 評価・点検の実施 農林漁業信用基金評価・点検委員会を中心に自己評価を行うとともに、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>5 評価・点検の実施 (1) 各業務において、評価シートに基づく平成18年度の業績評価(一次評価)を実施し、さらに、各業務を横断的に評価する評価・点検委員会において二次評価を行った。 (2) 評価結果を業務運営に反映させるため、評価・点検委員会から全体定例会へ二次評価結果の報告を行った。</p>
<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用 各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図るとともに、業務運営の効率化に必要な情報処理システムの開発・改良を行う。この場合、システムの設計の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費・運用経費を適切なものとする。</p>	<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用 各部門共通の会計システムを開発し、経理処理の迅速化・効率化を図る等業務運営の効率化を実現するために必要不可欠な情報処理システムの開発・改良を行う。 この場合、設計、業務処理方法の設定の段階から投資の合理化・効率化に配慮し、システム開発費を適正なものとする。その際、現行システムの運用面での課題等を十分に分析し、システムの拡張性を確保するとともに、次期システムの運用経費については、抑制す</p>	<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用 これまでに開発した各種システムについて、情報化推進委員会を活用し、引き続き適切な運用を図る。</p>	<p>6 情報処理システムの効率的な開発・運用 (1) 信用基金におけるシステムリスク管理体制の充実強化を図るため、信用基金全体の情報システムを統括する部署としてシステム管理課を新設し、情報システムにおける個人情報の安全確保等を図るため、個人情報取扱規程の充実 信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システムの整備、信用基金内の現行LANの再構築を行った。 (2) また、各業務ごとの各種システムについて、次の修正を行った。 農業信用保険業務においては、新たな保険対象となった家畜飼料特別支援資金への対応、平成20年7月の保険料率改定への対応等、処理の効率化及び機能拡充のためのプログラム修正を行った。 林業信用保証業務においては、保証・管理業務のシステムの改良等を行い、平成19年10月の保証料率改定への対応、保証審査精度の向上及び事務処理の効率化を図るためのプログラム修正を行った。 漁業信用保険業務においては、平成20年4月の保険料率改定や経営安定資金に係る部分保証の導入に伴うプログラム修正を行った。</p>

<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>信用基金は、利用者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担等の軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとった措置</p> <p>1 事務処理の迅速化</p>																																																																										
<p>保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p>	<p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下のとおり標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>ア 保険通知の処理・保険料徴収 月次処理(月次処理)</p> <p>イ 保険金支払審査 27日(30日)</p> <p>ウ 納付回収金の受納 月次処理(月次処理)</p> <p>エ 保証審査 7日(8日)</p> <p>オ 代位弁済 150日(180日)</p> <p>カ 貸付審査</p>	<p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、以下のとおり標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>ア 保険通知の処理・保険料徴収 月次処理</p> <p>イ 保険金支払審査 27日</p> <p>ウ 納付回収金の受納 月次処理</p> <p>エ 保証審査 7日</p> <p>オ 代位弁済 150日</p> <p>カ 貸付審査</p>	<p>各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標(8割以上)を上回る結果となった。</p> <p>(処理状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業 務</th> <th>全処理件数 (A)</th> <th>標準処理期間内の処理件数 (B)</th> <th>標準処理期間内の処理割合 (B ÷ A)</th> <th>(参考) 18年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">農 業</td> <td>保険通知の処理・保険料徴収</td> <td>85,580件</td> <td>85,502件</td> <td>99%</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>保険金支払審査</td> <td>3,468件</td> <td>3,468件</td> <td>100%</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>納付回収金の受納</td> <td>60,450件</td> <td>60,450件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>農業長期資金の貸付審査</td> <td>268件</td> <td>268件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">林 業</td> <td>農業短期資金の貸付審査</td> <td>94件</td> <td>94件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保証審査</td> <td>1,777件</td> <td>1,675件</td> <td>94%</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>代位弁済</td> <td>92件</td> <td>82件</td> <td>89%</td> <td>92%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">漁 業</td> <td>貸付審査</td> <td>43件</td> <td>43件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保険通知の処理・保険料徴収</td> <td>41,949件</td> <td>41,949件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>保険金支払審査</td> <td>73件</td> <td>69件</td> <td>95%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>納付回収金の受納</td> <td>9,716件</td> <td>9,716件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>漁業長期資金の貸付審査</td> <td>286件</td> <td>286件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>漁業短期資金の貸付審査</td> <td>9件</td> <td>9件</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	業 務		全処理件数 (A)	標準処理期間内の処理件数 (B)	標準処理期間内の処理割合 (B ÷ A)	(参考) 18年度実績	農 業	保険通知の処理・保険料徴収	85,580件	85,502件	99%	99%	保険金支払審査	3,468件	3,468件	100%	97%	納付回収金の受納	60,450件	60,450件	100%	100%	農業長期資金の貸付審査	268件	268件	100%	100%	林 業	農業短期資金の貸付審査	94件	94件	100%	100%	保証審査	1,777件	1,675件	94%	93%	代位弁済	92件	82件	89%	92%	漁 業	貸付審査	43件	43件	100%	100%	保険通知の処理・保険料徴収	41,949件	41,949件	100%	100%	保険金支払審査	73件	69件	95%	100%	納付回収金の受納	9,716件	9,716件	100%	100%	漁業長期資金の貸付審査	286件	286件	100%	100%	漁業短期資金の貸付審査	9件	9件	100%	100%
業 務		全処理件数 (A)	標準処理期間内の処理件数 (B)	標準処理期間内の処理割合 (B ÷ A)	(参考) 18年度実績																																																																								
農 業	保険通知の処理・保険料徴収	85,580件	85,502件	99%	99%																																																																								
	保険金支払審査	3,468件	3,468件	100%	97%																																																																								
	納付回収金の受納	60,450件	60,450件	100%	100%																																																																								
	農業長期資金の貸付審査	268件	268件	100%	100%																																																																								
林 業	農業短期資金の貸付審査	94件	94件	100%	100%																																																																								
	保証審査	1,777件	1,675件	94%	93%																																																																								
	代位弁済	92件	82件	89%	92%																																																																								
漁 業	貸付審査	43件	43件	100%	100%																																																																								
	保険通知の処理・保険料徴収	41,949件	41,949件	100%	100%																																																																								
	保険金支払審査	73件	69件	95%	100%																																																																								
	納付回収金の受納	9,716件	9,716件	100%	100%																																																																								
	漁業長期資金の貸付審査	286件	286件	100%	100%																																																																								
漁業短期資金の貸付審査	9件	9件	100%	100%																																																																									

農災	貸付審査	12件	12件	100%	100%
漁災	貸付審査	15件	15件	100%	100%

農業長期資金 償還日と同日付貸付 (償還日と同日付貸付)	農業長期資金 償還日と同日付貸付
農業短期資金 月3回(5のつく日) (月3回(5のつく日))	農業短期資金 月3回(5のつく日)
農業災害補償 4日(5日)	農業災害補償 4日
林業 3日(4日)	林業 3日
漁業長期資金 償還日と同日付貸付 (償還日と同日付貸付)	漁業長期資金 償還日と同日付貸付
漁業短期資金 10日(30日)	漁業短期資金 10日
漁業災害補償 4日(5日)	漁業災害補償 4日
()内は、実績値	

基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。

(2) 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施する。

なお、事前協議の対象範囲の拡大等を実施し、事前協議の徹底を図る。

(1) 大口保険引受案件（保険価額が1億円以上となる案件）については、対象案件（399件）のすべてについて事前協議を実施した。これにより、引受に至らなかった案件は16件、融資条件が変更された案件（担保、保証人、償還金額の変更）は36件であった。

また、畜特資金、負担軽減支援資金については、事前協議の一層の徹底を図るため、対象金額を5千万円に引き下げ（平成19年4月）、同年7月に保険対象となった家畜飼料特別支援資金も対象金額を5千万円以上とした。

(2) 大口保険金請求予定案件（個人に係る保険金請求額が3千万円以上となる案件等）については、対象案件（36件）のすべてについて、代位弁済前の事前協議を実施した。これにより、免責を行った案件は2件、回収計画の策定について申し送りをした案件は1件であった。

また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に変更した。

(3) 基金協会の保証要綱等の制定・改正について、基金協会から事前にその案の提出を受け、内容について協議を実施した（101件）。

(4) その他、「審査関連情報」の配布や会議における説明を通じて、保証引受審査や事故防止における着眼すべき項目を基金協会に周知した。

(3) 漁業信用保険業務において、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議

(1) 大口保証引受案件（遠洋かつお・まぐろ漁業に係る保証額が2億円超の案件等）については、対象案件（33件）のすべてについて事前協議を実施した。これにより、融資条件が変更された案件（融資期間の短縮）は1件であった。

また、事前協議の一層の徹底を図るため、借替緊急融資資金について、平成19年4月から事前

		<p>や求償権に関する情報の共有化を引き続き実施する。 なお、事前協議の対象範囲の拡大等を実施し、事前協議の徹底を図る。</p>	<p>協議の対象金額を2分の1に引き下げた。</p> <p>(2) 大口保険金請求予定案件（代位弁済額が5千万円以上の案件等）については、対象案件（74件）のすべてについて、事前協議を実施した。これにより、回収計画の策定や保証審査の厳格化について、申し送りをした案件は42件であった。 また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。</p> <p>(3) 基金協会から「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。</p>
<p>専決権限の弾力化を行う 等により、事務処理の迅速化を図る。</p>	<p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(4) 専決権限の弾力化など、引き続き、業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(1) 業務実施方法の見直しに資するため、業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領を制定し、業務改善提案制度を一層充実させるとともに、事務の遂行状況の自主点検及びその結果に基づく改善策の検討を行うための仕組み・体制を整備した。</p> <p>(2) 信用基金が行う保険関係事務、資産査定、償却引当事務及び出資関係事務に係る諸規程について、多岐にわたり複雑となっていたものをそれぞれ一元化し、事務処理の明確化・効率化を図った。</p>
<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。</p>	<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 (1) ホームページでの情報提供を行うこと等により、利用者に対して業務の紹介を分かりやすく行う。ホームページで提供する情報については、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図る。また、中期計画期間中毎年度平均で6,000件以上のアクセス件数となるようにする。</p>	<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 (1) 効率的な情報提供媒体であるホームページを引き続き活用して、利用者や国民一般に対し農林漁業の制度金融や信用基金の業務の役割等について、図表なども含めて分かりやすく説明する。 ホームページで提供する情報については、引き続き、更新に要する期間を1週間以内とし、情報提供の迅速化を図るとともに、アクセスの分析を行う。 また、財務内容等の透明性の確保に向けて、ホームページにおいて、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。</p>	<p>2 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映 (1) ホームページにおける情報の提供については、利用者や国民一般に対して、より分かりやすく信用基金の業務内容等が提供できるよう、平成20年3月にトップページを中心としたホームページのリニューアルを行った。 主な改善内容は次のとおり。 ・信用基金の役割、業務内容について、図表なども含めてわかりやすくまとめたページを新設 ・各業務説明への入り口を写真付きアイコンで、大きく目立つようにトップページ中央に配置 ・サイト内検索用の検索窓をトップページ右上に新設 ・文字サイズを変更するための入り口をトップページ右上に新設 ・トップページの文字情報は、専門用語を極力使わずに平易かつ簡素な文章及び用語に変更 ・サイドメニューに小分類を表示 ・すべての画像に対して代替テキストを使用</p> <p>(2) 財務内容の一層の透明性の確保に向けて、以下のような情報開示の充実を図り、ホームページで公表した。 ・財務諸表について、セグメントごとの財務諸表と併せて、各業務の目的、実績及び今後の取り組みについて説明した資料を掲載 ・決算情報について、前年比や財務分析指標（自己収入比率等）を掲載</p> <p>(3) 公表すべき事項は下記のとおりすべて1週間以内に掲載した。</p>

事 項	基準日	掲載日
職員給与規程改正	4 / 1	4 / 4
役員給与規程改正	4 / 1	4 / 4
役職員の報酬・給与	6 / 29	6 / 29
役員の退任・任命	7 / 10	7 / 10
独立行政法人評価委員会の評価結果	8 / 30	9 / 5
役員の退任	9 / 6	9 / 7
業務方法書の変更	9 / 11	9 / 12
平成18年度決算及び財務諸表	9 / 27	10 / 1
退職公務員の状況	10 / 1	10 / 1
平成17事業年度評価結果の主要な反映状況	10 / 19	10 / 19
職員給与規程改正	1 / 1	1 / 7
業務方法書の変更	3 / 31	4 / 1
平成20年度計画	3 / 31	4 / 1

(3) ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、ホームページにアクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握など次のようなアクセス内容の分析を行った。アクセス内容の分析結果から、平成20年3月に実施したホームページのリニューアルにおいて、人気のあるページをより分かりやすい場所に配置するなどの工夫を図った。

人気のあるページ（分析例 19年度）

	ページの内容	プレビュー数	割合
1	トップページ	71,749	12.9%
2	調達情報	23,623	4.3%
3	パンフレット	22,386	4.0%
4	信用基金の概要	11,182	2.0%
5	公表事項	10,651	1.9%

(4) 平成19年度のホームページアクセス件数は、53,574件であった。

(2) 農業信用保険業務においては、保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に引き続き提供する。

農業信用保険業務において、保証引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に提供している。平成19年度は以下のとおり実施した。

機関誌「農業信用保証保険」(隔月発行)

保険の引受動向、保険金支払、回収状況といった業務に関する情報のほか、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報について掲載・提供した。

「農業信用保証保険年報」(年1回発行・冊子)

農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴をとりまとめた「農業信用保証保険年報」を作成し平成20年2月に配布した。

「保険事業概況」(年1回発行・冊子)

農業信用保険業務の概況を取りまとめた「保険事業概況」を作成し平成19年6月に配布した。

「保証保険審査関連情報」(年1回発行・小冊子)

			<p>保証引受審査の参考となる田畑価格の調査結果、主要農畜産物価格の動向などの情報やデータを「審査関連情報」としてとりまとめて平成20年3月に配布した。</p> <p>「農業信用保証・保険業務要覧」(年1回発行・冊子)</p> <p>各基金協会の行う保証業務と信用基金の行う保険業務について、全国統計と協会別統計に整理した過去10年程度のデータ及び農業信用保証・保険制度をとりまく参考資料をとりまとめた「農業信用保証・保険業務要覧」を作成し、平成20年2月に配布した。</p>
		<p>(3) 林業信用保証業務においては、解説書等を活用し、引き続きPR活動の推進を図る。</p>	<p>(1) 保証の利用促進を図るため、保証の種類、利用要件、保証手続の流れについて記載した解説書を活用して、保証サービス内容の積極的なPR活動を以下のように行った。</p> <p>国の施策に係る事業を行っている地域を主体に保証の現地調査を行い、それに併せ13道県の融資機関を訪問の上、制度及び保証内容について説明し、保証利用促進に努めた。</p> <p>「林業信用保証連絡協議会」を開催し、業界団体等に対し、基金の業務への理解の促進に努めた。</p> <p>「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を開催し、都道府県及び信用基金相談員に対し説明し、PR活動、保証利用の促進に努めた。</p> <p>都道府県が主催する「農林漁業信用基金連絡協議会」において、融資機関に対し利用促進が図られるようPR活動に努めた。</p> <p>改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の落ち込みの影響が懸念される事業者に対して、経営の現状及び将来見込みについてアンケート調査を実施した上で創設された緊急経営支援保証の利用促進を都道府県、相談員、金融機関、対象事業体に対して行った。</p> <p>林業機械化展や他団体の林業研修に参加し、機械メーカーや参加者へのPRを行い、保証促進に努めた。</p> <p>(2) 林業・木材産業者等に対する経営診断を引き続き行った。</p>
		<p>(4) 漁業信用基金協会とのネットワークへの参加協会の増加を引き続き図る。</p>	<p>(1) 全国5ブロックで開催された漁業信用基金協会主催のブロック会議において、各協会に対してネットワークに関する説明及び参加要請等を行った。</p> <p>この結果、平成19年度末の参加協会数は平成18年度末の18協会から4協会増の22協会となった。</p> <p>(2) このほか、漁業信用保険業務において、保険引受等の情報・データを冊子にとりまとめ、基金協会をはじめ関係機関に提供している。平成19年度は以下のとおり実施した。</p> <p>漁業信用保険業務について、引受、弁済及び回収状況等を取りまとめた「漁業統計年報」を作成し、平成20年2月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。</p> <p>漁業信用保険業務の事業概要を取りまとめた「業務報告書」を作成し、平成19年10月に基金協会をはじめ関係機関に配布した。</p>
		<p>(5) 農業災害補償関係業務については、引き続き、農業共済団体等を相手先とするNOSAIイントラネットを活用し、具体的かつ詳細な情報提供を行う。</p>	<p>農業災害補償関係業務については、NOSAIイントラネットを活用して、平成19年度に実施予定の調査、農業共済団体の財務調査結果等の情報を提供した。</p>

また、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。

(2) アンケート調査等の実施により、利用者の意見を定期的に聴取し、これを業務運営に反映させる。

(6) アンケート調査や各種会議の開催を通じて、利用者の意見を聴取する。また、こうして集めた利用者の意見については、会議での協議・説明、意見の対応の整理の励行等を通じて業務運営に反映させるよう努める。

信用基金の各業務において、アンケートの実施、会議を通じて利用者の意見を聴取し、それらの意見を業務運営に反映させるよう努めた。

農業信用保険業務

ア アンケートの実施

農協を対象に「農協貸出と農業信用保証保険制度に関する基本動向調査」を実施し、農協貸出や基金協会保証利用の動向、農業信用保証保険制度に関する意識や要望・意見を聴取するとともに、その結果をとりまとめ、基金協会等に配布した

イ 農業信用保険運営協議会の開催

基金協会及び農林中央金庫の代表を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を2回開催し、信用基金の平成18年度決算、第2期中期目標・中期計画(案)、保証保険の概況等について説明し、意見交換を行った。

林業信用保証業務

ア アンケートの実施

2回にわたって、林業・木材産業者を対象に「林材業の業況動向調査」を実施し、その結果をとりまとめ、利用者、都道府県及びマスコミに配布して周知を図った。

イ 改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の落込みの影響に関するアンケートの実施

2回にわたって、改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の落込みの影響が懸念される事業者を対象に経営の現状及び将来見込みについての調査を実施し、その結果を踏まえて、緊急経営支援保証事業の実施(平成19年11月)に取り組んだ。

ウ ワンポイントアドバイスに関するアンケートの実施

保証利用者の財務状況を分析し、改善に向けた助言を行うワンポイントアドバイスを実施し、これに関連してアンケートを実施したところ「参考になった」との回答を多く得ている。

漁業信用保険業務

ア 漁業信用保険連絡協議会の開催

- ・ 漁業関係団体、農林中央金庫及び(社)漁業信用基金中央会で構成する「漁業信用保険連絡協議会」を平成19年7月に開催し、平成18年度決算や保証保険業務について説明し、意見交換を行った。
- ・ 平成19年9月及び12月に「保険料率改定に向けた説明会」を開催し、基金協会や関係団体に対して、保険料率の改定内容について説明し、意見交換を行った。

イ 全国漁業信用基金協会常勤役員・参事会議の開催

(社)漁業信用基金中央会と共催で、平成20年3月に「全国漁業信用基金協会常勤役員・参事会議」を開催し、第2期中期計画(案)等について説明し、意見交換を行った。

ウ ブロック会議への出席

平成19年7月～11月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、漁業信用保険業務の運営に当たっての基本方針について説明し、意見交換を行った。

農業災害補償関係業務

			<p>ア アンケートの実施 利用者である農業共済団体の意見を事業運営に反映させるため、NOSA Iイントラネットを活用して、農業共済団体の財務調査に関するアンケートを実施し、調査方法の見直しを行った。</p> <p>イ 農業災害補償運営協議会の開催 農業共済団体の代表及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を平成19年度に2回開催し、平成18年度決算、業務実績や第2期中期目標・中期計画(案)について報告し、意見交換を行った。</p> <p>漁業災害補償関係業務 平成19年4月及び9月に開催された漁業共済団体主催の漁業共済組合ブロック会議に出席し、漁業共済組合に対し業務内容を説明し、意見交換を行った。</p>
<p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p>	<p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定 (1) 保険料率及び保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p>	<p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p>	<p>3 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p>
	<p>保険料率及び保証料率水準を随時点検し、必要に応じ料率等の見直しを行う。その際、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率及び保証料率算定委員会を設置する。 ・保険料率及び保証料率の見直しをルール化する。 	<p>(1) 林業信用保証業務については、保証料率の見直しを行う。 また、農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については、平成20年度の保険料率の見直しに向けて、必要な検討を行う。</p>	<p>(1) 農業信用保険業務 農業信用保険業務については、保険料率改定について農業信用保証保険事業・組織問題検討会(信用基金及び基金協会の代表等で構成)において平成20年度の保険料率の見直しに向けた検討を行い、基金協会、主務省等関係機関との意見調整を経て、保険料率の改定(平成20年7月から施行)を行うこととした。</p> <p>(農業信用保証保険事業・組織問題検討会の開催状況)</p> <p>第13回 平成19年6月17日 保険収支の状況及び保険収支の見通し、保険料率の基本的考え方及び保険料率の再編区分案等について検討</p> <p>第14回 平成19年7月25日 保険料率改定の実施時期等について検討</p> <p>第15回 平成19年9月4日 保険料率改定案について検討</p> <p>(保険料率の改定の考え方)</p> <p>制度資金の効果の発揮や農業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支均衡が図れるようリスクを勘案した適正な水準に設定する。</p> <p>保険料率区分について、資金特性や保険リスクに応じて料率区分を細分化する一方で、保険期間区分を廃止し、各区分の保険料率の水準は、原則として収支均衡保険料率まで引き上げることとするが、制度資金の政策効果や農家負担の激変緩和を図る観点からその引き上げ幅については一定の</p>

			<p>上限（現行料率の2倍）を設ける。</p> <p>(2) 林業信用保証業務 林業信用保証業務については、保証料率算定委員会を開催し、事故率等保証料率の算定要素について分析を行うとともに、保証料率の見直しへ向けて外部専門家の意見も踏まえた検討を行い、相談員、都道府県及び主務省等関係機関との意見調整を経て、保証料率の改定（平成19年10月から施行）を行った。 （保証料率算定委員会の開催状況） 第1回 平成19年6月14日 保証料率の理論値及び保証料率体系について、学識経験者等の意見を踏まえ検討 （保証料率の改定の考え方） 制度資金の効果の発揮や林業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて保証収支の均衡を図れるようリスクを勘案した適正な水準に設定する。 保証料率区分について、保証先の経営改善努力を促し、林業・木材産業の発展に資するという観点から、財務状況等リスクに応じてよりきめ細かく設定することとし、現行の3区分（制度資金は2区分）から8区分とする。また、国の実施する制度資金の保証料率については、政策的重要性に鑑み一般資金より低く設定する。</p> <p>(3) 漁業信用保険業務 漁業信用保険業務については、保険料率算定委員会を開催し、事故率等保険料率の算定要素について分析などを行うとともに、平成20年度の保険料率の見直しに向けて外部専門家の意見も踏まえた検討を行い、基金協会、主務省等関係機関との意見調整を経て、保険料率の改定（平成20年4月から施行）を行うこととした。 （保険料率算定委員会等の開催状況） 第1回保険料率算定委員会 平成19年9月12日 保険料率の算定方法・算定方式について、専門家の参加により検証を行うとともに、保険料率の水準等について検討 第1回保険料率改定に向けた説明会 平成19年9月27日 保険料率改定に向けた基本的考え方や必要保険料率の水準等について、基金協会等に対して説明し、保険料率改定に関する意見交換を実施 第2回保険料率改定に向けた説明会 平成19年12月3日 保険料率改定案について基金協会等に対して説明し、保険料率改定に関する意見交換を実施 （保険料率の改定の考え方） 制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支均衡を図れるようリスクを勘案した適正な水準に設定する。 保険料率区分について、保証保険における「上記資金以外の資金」を資金特性や保険リスクに応じて「経営安定資金」、「生活資金」及び「事業資金」に細分化する。一方、制度資金である漁業近代化資金等は収支均等であること、借替緊急融資資金は漁業者負担等に鑑み、それぞれ保険料率を据え置く。</p>
	<p>林業信用保証については、利用者ごとのリスク</p>		<p>平成15年度に措置済み</p>

	<p>の違いにも配慮した保証料率の導入を平成15年10月1日に行う。</p>		
	<p>信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(2) 基金協会職員向けに保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(1) 農業信用保険業務 農業信用基金協会の職員を対象とした研修会を、以下のとおり開催した。 求償権管理回収等事務研修会 ・開催時期：平成19年9月6日～7日 ・参加者数：43協会から56名 ・研修内容：不動産競売の実務について 求償権の管理回収事例研究 債権の管理回収について ・満足度：98%（参加者のアンケート結果） 保証審査実務担当者研修会 ・開催時期：平成19年11月29日～30日 ・参加者数：42協会から61名 ・研修内容：実践的財務分析 ・満足度：88%（参加者のアンケート結果）</p> <p>(2) 漁業信用保険業務 漁業信用基金協会の職員を対象とした全国研修会を以下のとおり開催した。 ・開催時期：平成20年1月31日～2月1日 ・基金協会からの参加者数：延べ68名 ・主な研修内容：漁業保証保険取扱要領の一部改正及び基金協会会計規程の制定案等</p>
	<p>研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(1) 農業信用保険業務 信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務担当者研修会に職員を参加させたほか、通信教育研修を実施した。</p> <p>基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。</p> <p>ア 引受・期中管理に係る個別協議の実施 大口保険引受案件について、事前協議を行った（399件）。また、大口保険引受案件のうち経営不振先のものについて、経営状況及び期中管理状況を把握するための現地協議を実施した（7協会）。</p> <p>イ 支払・回収に係る個別協議の実施 ・大口保険金請求予定案件について、代位弁済前の事前協議を実施した（36件）。 ・保険金請求が多い基金協会と代位弁済の実情について、現地協議を実施した（4協会）。 ・回収納付見込額達成の督促、大口債務者の回収見通し及び求償権管理回収体制について、現地協議を実施した（5協会）。</p> <p>ウ 基金協会からの申し出に基づく個別協議の実施 平成19年度の求償権償却や大口求償債務者に係る現況・回収方策について、個別協議を実施した（9協会）。</p>

			<p>法務相談 基金協会から寄せられた7件の法務相談のすべてについて、顧問弁護士への相談や、参考文献の活用等により回答した。</p> <p>(2) 漁業信用保険業務 信用基金職員の資質の向上を図るため、求償権管理回収等事務研修会や保証審査実務担当者研修会に職員を参加させた。 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。</p> <p>ア 大口保証引受等に係る個別協議の実施 大口保証引受案件について、事前協議を実施した(33件)。また、保険金請求額が多い基金協会と保証引受方針等について現地協議を実施した(2協会)。</p> <p>イ 支払回収に係る個別協議の実施 ・大口保険金請求案件について、代位弁済前の事前協議を実施した(74件)。また、保険金請求額が多い基金協会と代位弁済の要件等について現地協議を実施した(4協会)。 ・回収目標額達成の督促、求償債務者の回収見通し及び求償権管理回収について、個別協議を実施した(延べ26協会)。</p>
<p>また、貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>(2) 貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>(4) 貸付金利については、引き続き、以下のとおり、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定する。 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とする。</p> <p>林業信用保証業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当</p>	<p>農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金の金利については、貸付先の基金協会の保証引受に係る財務基盤の強化(基金の減耗を防ぎ、調達コストを軽減)に資するよう、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とした。平成19年度は、「預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応した率」が0.249%~0.45%だったため、貸付金利は0.1245%~0.225%とし、農業で362件、漁業で295件の貸付を実行した。</p> <p>林業信用保証業務においては、木材産業等高度化推進資金制度に係る都道府県への貸付を行っている。この制度は、都道府県が信用基金からの借入金と自己資金を併せて金融機関に預託し、それを原資に金融機関が林業者等に低金利で貸付を行う仕組みとなっている。本制度における信用基金の貸付金利については、林野庁長官通知において「日本銀行が作成する『預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について』における『預入金額が1千万円以上の定期預金の1週間の預入期間別平均年利率』に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率とすること」としている。平成19年度は、「預入期間が1年の利率」が0.293%と1%未満であったため、貸付利率は0.293%</p>

		<p>該利率とする。</p> <p>農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利は、短期プライムレート等市中金利を勘案した適切な率とする。</p>	<p>とし、43件の貸付を実行した。</p> <p>(1) 農業災害補償関係業務においては、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に必要な資金を、市中金利等を勘案した貸付金利で貸付けた。</p> <p>3月以内 0.300%</p> <p>3月超6月以内 0.500%</p> <p>6月超1年以内 0.800%</p> <p>(2) 漁業災害補償関係業務においては、漁業共済団体が行う再共済事業等に係る再共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行っている。貸付金利については、貸付日の短期プライムレート(1.875%)で貸付けた。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、以下の点を踏まえて業務運営を行うものとする。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>【略】</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>【略】</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 事業費(農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。)については、763億97百万円の支出であり、平成14年度予算対比で30.6%の削減となった。また、一般管理費については、19億39百万円の支出であり、平成14年度予算対比で27.1%の削減となった。</p> <p>2 当期損益は、事業費は対前年度比で13億32百万円減少したが、政府事業交付金収入及び補助金等収益がそれぞれ対前年度比8億99百万円及び2億8百万円減少したこと、引当金等繰入が15億29百万円増加したこと等により、13億円の損失となった。この結果、利益剰余金(積立金)は、73億79百万円となった。</p> <p>これを勘定別にみると、漁業信用保険勘定で損失(17億1百万円)を計上したが、これは、引き続き魚価の低迷、資源状況の悪化に加えて中期目標期間中に原油価格が3倍以上に高騰したこと等による代位弁済の増加により、保険収支が2億51百万円の赤字となり、また、支払備金繰入21億98百万円を計上したことによるものである。また、農業信用保険勘定では、支払備金の減少に伴い戻入が発生したこと等により59百万円の利益が生じた。林業信用保証勘定では、林業及び国産材関連の木材産業の低迷による保証残高の減少に伴う保証債務損失引当金戻入により、2億85百万円の利益が生じた。農業災害補償勘定、漁業災害補償勘定では、一般管理費の抑制等により、それぞれ10百万円、47百万円の利益が生じた。この結果、利益剰余金は、農業信用保険勘定では27億34百万円、林業信用保証勘定では30億67百万円、農業災害補償勘定では24億34百万円、漁業災害補償勘定では1億46百万円となり、一方、漁業信用保険勘定では、10億円の繰越欠損金が生じた。</p> <p>3 漁業信用保険勘定以外の勘定において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかったが、これは、保証・保険業務において、近年、赤字基調にある中で、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てる必要があること、災害貸付業務において、大災害に備え貸付原資として確保しておく必要があることによるものである。</p> <p>(平成19年度予算、収支計画及び資金計画の決算及び実績については別添のとおり。)</p>
<p>1 業務収支の均衡</p> <p>適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定のほ</p>		<p>1 業務収支の均衡</p>	

<p>か、次の から の定めるところにより、業務収支の均衡（経常損益ベース）を達成する。</p>			
<p>中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、信用基金が保証契約の当事者となる林業信用保証業務においては、引受審査能力の向上等によりその代位弁済率を2.98%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務及び漁業信用保険業務においては、基金協会の引受審査能力の向上に資する連携強化等により、農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.13%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>		<p>代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率について、中期目標の達成に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率は、次のとおりである。</p> <p>林業信用保証業務 2.85 % $\left(\frac{\text{中期目標期間中（平成15年度下期から平成19年度）に保証引受した案件の当該期間中の代位弁済額}}{\text{中期目標期間中に保証引受した額}} = 5,448,637 \text{千円} / 190,858,758 \text{千円} \right)$</p> <p>中期目標期間中に保証契約を締結した案件に係る代位弁済率は、長期にわたる木材価格の低迷や平成19年度の改正建築基準法の施行に伴う住宅着工の急減等林業・木材産業をめぐる厳しい経営環境の影響による代位弁済率上昇要因はあったものの、求償権の管理・回収に向けた取り組み、厳格な保証審査、適切な期中管理や保証料率の改定等の収支改善に向けた取り組みの励行により、設定した目標を達成した。</p> <p>農業信用保険業務 0.12 % $\left(\frac{\text{中期目標期間中（平成15年度下期から平成19年度）に保険引受した案件の当該期間中の保険金支払額}}{\text{（中期目標期間中に保険引受した額} \times \text{保険填補率（70\%））}} = 2,118,219 \text{千円} / (2,516,782,680 \text{千円} \times 0.7) \right)$</p> <p>中期目標期間中に保険契約を締結した案件に係る事故率は、原油価格や飼料価格の高騰、農産物価格の低迷等の影響による事故率上昇要因はあったものの、求償権の管理・回収へ向けた取り組み、事前協議の徹底や事前協議の範囲の拡大、部分保証の導入等の収支改善に向けた取り組みの励行により、設定した目標を達成した。</p> <p>漁業信用保険業務 1.51 % $\left(\frac{\text{中期目標期間中（平成15年度下期から平成19年度）に保険引受した案件の当該期間中の代位弁済額}}{\text{中期目標期間中に保険引受した額}} = 7,944,486 \text{千円} / 525,438,351 \text{千円} \right)$</p> <p>中期目標期間中に保険契約を締結した案件に係る事故率は、求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み、事前協議の徹底や事前協議の範囲の拡大等収支改善に向けた取り組みの励行にもかかわらず、引き続き資源状況の悪化、魚価の低迷に加えて中期目標期間中に原油価格が3倍以上に高騰したことの影響を受け、とりわけ遠洋まぐろはえ縄漁業者等において多額の代位弁済が発生したことから、設定した目標値を上回ることとなった。</p>
<p>基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管</p>		<p>ア．求償権の管理・回収については、現地回収交渉や仮差押</p>	<p>(1) 求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み 農業信用保険業務 大口債務者に係る代位弁済の状況についての9基金協会との現地協議の実施、求償権管理回収等</p>

理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

え、競売等の法的措置を講じるほか、基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等により、回収実績の向上に努める。

事務研修会の開催、次年度保険金・回収見込額の基金協会に対する調査、また、当年度事業見込み、次年度事業計画について申し出のあった9基金協会との個別協議の実施などを通じ、基金協会との連携強化に努めた。また、基金協会に対しサービサーの活用を促すなど回収促進に努めた。

林業信用保証業務

基金が直接に回収を行うものについては、年度当初及び期中において重要事案を中心に具体的取組方針を協議しつつ、回収チームを編成して現地交渉や催告書による請求を増やすことなどにより回収実績の向上に引続き努めた。また、債権回収業者（サービサー）と連携して定期的に回収方針の打合せを行うとともに、競売の申し立てや訴えの提起等の法的措置を講ずることなどにより回収実績の向上に努めた。

漁業信用保険業務

求償権を有する38基金協会より平成19年3月末現在の「求償権分類管理表」及び平成19年9月末現在の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況について11基金協会との個別協議（うち現地協議8協会）の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。また、求償権回収の一層の促進を図るため、平成19年度から求償権回収実績が低い15基金協会を対象に、求償権回収の徹底に係る個別協議を行った。

イ．平成19年度における回収金収入については、5,449百万円を見込む。

(2) 平成19年度の回収金収入の目標を5,449百万円と設定したところ、回収実績は5,041百万円となった。回収金収入の目標に達しなかった主な要因は、林業信用保証業務において、山林担保価値及び流動性の低下等により、回収実績が上がらなかったことによる。

	目標(A)	実績(B)	(B)/(A)
農業信用保険業務	3,481百万円	2,964百万円	85%
林業信用保証業務	680百万円	488百万円	72%
漁業信用保険業務	1,288百万円	1,589百万円	123%
計	5,449百万円	5,041百万円	93%

保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。

(3) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収

農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務における保険料又は保証料及び貸付金利息は、予め納入期限、保険料、保証料及び貸付金利息の額を連絡することにより、全額徴収した。

共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実な徴収に努める。

共済団体に対する貸付けについては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画書等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、貸付金及び貸付金利息の額を連絡することにより、全額回収した。

さらに、次のような措置を講じる。

- ア．農業信用保険業務
 - ・大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議について、対象範囲の拡大等を実施し、基金協会との事前協議の徹底を図る。
 - ・負債整理資金について、部分保証の導入を実施する。
 - ・平成20年度の保険料率の見直しに向けて、必要な検討を行う。
- イ．林業信用保証業務
 - ・保証料率の見直しを行う。
 - ・保証割合を100%とする債務保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐材資金等より政策性の高いものに限定し、その他のものを部分保証へ移行する等の見直しを検討する。
 - ・なお、引き続き保証引受に係る審査の厳格化及び優良保証の確保に努める。
- ウ．漁業信用保険業務
 - ・大口保証引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議について、対象範囲の拡大等を実施し、基金協会との事前協議の徹底を図る。
 - ・経営安定資金について、部分保証の導入に向けた検討を行う。

その他収支改善に向けた取り組み

農業信用保険業務

- ア 大口保険引受案件について、保証引受前に基金協会と事前協議を行い、審査を徹底した。これにより、大口引受案件399件のうち、引受に至らなかった案件は16件、融資条件が変更された案件（担保、保証人、償還金額の変更）は36件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月から畜特資金、負担軽減支援資金について対象金額を1億円から5千万円に引き下げ、同年7月に保険対象となった家畜飼料特別支援資金についても対象金額を5千万円以上とした。
- イ 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や経営不振の被保証先に対する期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件36件について、代位弁済前の事前協議を行った。この事前協議により、免責を行った案件は2件、回収計画の策定について申し送りをした案件は1件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、平成19年4月より事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。
- ウ 負債整理資金である畜特資金・負担軽減支援資金については、平成19年4月から部分保証を導入した。
- エ 保険料率については、制度資金の効果の発揮や農業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年7月から保険料率の引き上げを行うこととした。

林業信用保証業務

- ア 審査協議会の開催を通じた厳格な保証審査（審査協議312件中、151件について保全措置の追加、拒否等の対応）適切な期中管理（現地調査40件、長期保証についての決算書の徴求）経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援により代位弁済の抑制に努めた。
また、融資機関へのPRなどの働きかけを行い、優良保証先の確保に努めた。
- イ 保証料率については、制度資金の効果の発揮や林業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて保証収支が均衡するよう平成19年10月から保証料率の引き上げを行った。
- ウ 100%保証の資金を平成20年6月から法定計画に基づく資金等政策性の高いものに限定し、その他の資金は部分保証へ移行することとした。

漁業信用保険業務

- ア 大口保証引受案件については、対象案件（33件）のすべてについて事前協議を実施した。これにより、融資条件が変更された案件（融資期間の短縮）は1件であった。また、事前協議の一層の徹底を図るため、借替緊急融資資金について、平成19年4月から事前協議の対象金額を2分の1に引き下げた。
- イ 基金協会に対し、延滞案件の早期把握、督促の徹底や期中管理の徹底を要請するとともに、大口保険金請求予定案件74件のすべてについて、事前協議を行った。この事前協議により、回収計画の策定や保証審査の厳格化について申し送りをした案件は42件であった。また、平成19

		<p>・平成20年度の保険料率の見直しに向けて、必要な検討を行う。</p>	<p>年4月から事前協議の対象を「代位弁済実行前」から「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に拡大した。</p> <p>ウ 経営安定資金について、平成20年4月から部分保証を導入することとした。</p> <p>エ 保険料率については、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の信用基金の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう平成20年4月から保険料率の引き上げを行うこととした。</p>																				
<p>2 責任準備金の計上 保証・保険に係る業務については、適切な責任準備金の計上を行う。</p>		<p>2 責任準備金の計上 保証・保険に係る業務については、適切に責任準備金を計上する。</p>	<p>2 責任準備金の計上 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の責任準備金については、会計規程に基づき、将来の保険金支払リスクに見合うものとして、農業信用保険業務においては45億71百万円、漁業信用保険業務においては31億80百万円を計上した。</p> <p>(2) 林業信用保証業務の保証債務損失引当金については、会計規程に基づき、債務保証の履行によって生じる損失に見合うものとして46億96百万円を計上した。</p>																				
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成14年法律第128号)第17条第1項(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>			<p>第4 その他</p> <p>1 長期借入金の条件 林業信用保証業務における農林漁業金融公庫に対する資金寄託業務の財源として、平成19年度は、次表のとおり2回にわたって長期借入れを行った。 借入に当たっては、一層の事業費の節減につながるよう一般競争入札を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1128 839 2096 957"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">借入時期</th> <th rowspan="2">借入金額</th> <th rowspan="2">借入利率</th> <th colspan="2">参 考</th> </tr> <tr> <th>国債利率(5年)</th> <th>長プラ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上期</td> <td>19年 6月</td> <td>1,808百万円</td> <td>1.322%</td> <td>1.246%</td> <td>2.25%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>19年10月</td> <td>3,766百万円</td> <td>1.295%</td> <td>1.130%</td> <td>2.25%</td> </tr> </tbody> </table>		借入時期	借入金額	借入利率	参 考		国債利率(5年)	長プラ利率	上期	19年 6月	1,808百万円	1.322%	1.246%	2.25%	下期	19年10月	3,766百万円	1.295%	1.130%	2.25%
	借入時期	借入金額	借入利率					参 考															
				国債利率(5年)	長プラ利率																		
上期	19年 6月	1,808百万円	1.322%	1.246%	2.25%																		
下期	19年10月	3,766百万円	1.295%	1.130%	2.25%																		
	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>2,975億円</p>		<p>2 短期借入金の限度額 平成19年度は、漁業災害補償関係業務において、漁業共済団体に対する貸付原資とするため、11件、31億41百万円の短期借入れを行い、全額を年度内に償還した。</p>																				
	<p>第5 重要な財産の譲渡等の計画 事務所の統合に伴い、一</p>		<p>平成16年度に措置済み</p>																				

	番町事務所（全国農業共済会館6階）の譲渡を計画的に行う。		
	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融業務に精通した人材の育成・研修 ・ 政策金融の進展に適合する各種システムの開発 ・ 債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上 <p>の使途に使用</p>		平成19年度実績無し
	<p>第7 施設及び設備に関する計画</p> <p>4分野に分かれている事務所の統合を計画的に行う。</p>		平成16年度に措置済み
	<p>第8 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。</p> <p>また、管理部門の業務の効率化を図ること等により、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p>	第4 人事に関する計画	3 人事に関する計画
	<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>認可法人の時と比べて管理部門の常勤職員数を削減する。</p>		<p>(1) 人員に係る指標</p> <p>平成20年1月に管理部門（総務部、経理部）の再編を行い、経理部を廃止して、経理総括課、経理第一課及び経理第二課を総務部に編入した。この再編に伴い管理部門の人員を3名削減した。これにより、独立行政法人移行後、8名の人員削減となった。</p>

	<p>期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 130名 期末の常勤職員数の見込み 123名 (前倒分と合わせて10名の減)</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 7.5億円。</p> <p>ただし、上記の額は、役員給与、職員給与、嘱託手当、社会保険料負担金及び退職給付引当金繰入に相当する範囲の費用である。</p>		<p>信用基金の常勤職員数については、期初(平成15年10月1日時点)の130名から、平成16年度に4名、平成17年度に2名、平成19年度に1名の計7名の削減を行い、期末(平成19年度末)は123名となった。また、独立行政法人化に先立ち、事務所統合効果を見据えた人員削減を前倒して3名行っていることから、この分と合わせて10名の削減を行った。</p> <p>平成19年度の人件費は、1.4億2,500万円であった。この結果、平成15年度から平成19年度までの人件費の累計額は6.6億3,000万円となった。</p>
	<p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画</p> <p>人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、4分野の事務所統合にあわせ、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p>	<p>(1) 人材の確保</p> <p>金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材確保に引き続き努める。</p>	<p>(2) 人材の確保及び養成に関する計画</p> <p>専門的知識に優れた人材を確保するため、平成19年度から退職者の再雇用制度を導入した。</p> <p>金融機関等から受け入れた専門性を有する人材を、引き続き、保険引受等各職員の専門知識を活用できる部署に配属した。</p> <p>高度な専門性を有する人材の確保に資するため、引き続き、ホームページ等を通じて、信用基金の政策的な役割等をPRした。</p>
	<p>人材の養成</p> <p>個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用(交流)した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>(2) 人材の養成</p> <p>個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、自主研修支援等を行うなど職員の能力を高めるための研修を実施することにより、専門性の高い人材育成を図る。</p>	<p>(3) 職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うために、以下の措置を講じた。</p> <p>農業信用基金協会と信用基金の職員の人事交流の実施</p> <p>研修計画に基づく研修の実施 (計画的養成研修)</p> <p>ア 新規採用研修(新規採用者に信用基金の業務を理解させる研修 4月)</p> <p>イ 一般職員研修(課長補佐以下の職員に対し専門的知識を付与するための研修 7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の見方と経営分析の手法に関する研修 ・保険数理の基礎を理解する研修 <p>ウ 現地研修(課長補佐以下の職員に対し農林漁業の経営実態を把握させる研修 10月)</p> <p>エ 課長研修(課長職を対象とした部下指導のあり方、職場の活性化、リーダーシップ発揮の手法</p>

			<p>に関する研修 11月) (能力開発研修) ア 実践的研修(全職員を対象に農林漁業の情勢等、専門的知識を修得させる研修 1月) イ 専門的研修(信用基金の各業務又は他法人が行う研修) ・林業機械の現状を把握させる現地研修(林業信用保証業務主催 11月) ・林業機械のリースに対する助成制度等について把握させる研修(林業信用保証業務主催 1月) ・政府関係法人会計事務研修(財務省会計センター主催 10~11月) ・予算編成支援システム研修(財務省会計センター主催 10月) ・評価・監査セミナー(総務省行政評価局主催 8月) ・金融・保証等に関する通信教育研修(財務入門コース、財務基礎コース、債権管理・回収実践対策講座、演習債権管理回収コース)</p> <p>関係機関との合同研修の実施 初級職員研修会(7月) 求償権管理回収等事務研修会(9月) 保証審査実務担当者研修会(11月) 全国研修会(求償権回収事例、求償権回収状況等)(1月)</p> <p>なお、職員の士気向上に役立てるため、平成18年度に業務改善提案制度を導入し、平成19年度に一層充実させた。</p>
--	--	--	--

1. 平成19事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
運営費交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
受入事業交付金	983	983	100	100	454	454	429	429	-	-	-	-
政府補給金受入	194	123	-	-	194	123	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	39	-	-	-	39	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	13	-	-	-	13	-	0	-	-	-	-	-
事業収入	157,001	79,334	54,204	39,354	12,642	7,272	27,622	21,549	46,902	2,041	15,632	9,118
受託事業収入	2	5	-	-	2	3	-	-	-	2	-	-
運用収入	2,079	1,925	966	754	327	369	591	653	195	149	0	0
借入金	66,012	8,715	-	-	5,796	5,574	-	-	44,793	-	15,423	3,141
その他の収入	8	37	6	9	2	6	0	22	-	-	0	-
合 計	226,330	91,122	55,276	40,217	19,468	13,800	28,641	22,653	91,890	2,192	31,055	12,259

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	224,433	90,621	54,300	40,908	17,753	13,778	29,167	21,711	92,252	2,045	30,962	12,179
一般管理費	2,313	1,939	939	766	641	597	461	361	200	157	73	58
直接業務費	378	261	219	137	90	84	53	25	13	14	3	1
管理業務費	329	253	109	80	89	81	91	52	27	28	13	12
人件費	1,606	1,425	611	549	463	432	316	283	161	115	56	46
合 計	226,746	92,560	55,239	41,674	18,394	14,375	29,627	22,072	92,452	2,203	31,034	12,237

2. 平成19事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常収益	運営費交付金収益	16	16	-	-	16	16	-	-	-	-	-	-
	補助金等収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	政府事業交付金収入	1,123	1,235	100	292	594	576	429	366	-	-	-	-
	政府補給金収入	194	123	-	-	194	123	-	-	-	-	-	-
	事業収入	12,272	9,130	9,268	6,703	462	356	2,380	1,945	23	13	139	113
	受託事業収入	2	4	-	-	2	2	-	-	-	2	-	-
	退職給付引当金戻入	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-
	財務収益	2,079	1,934	966	750	327	373	591	658	195	152	0	0
	引当金等戻入	18,852 (-)	2,497	-	1,124	18,852 (-)	930	-	443	-	-	-	-
雑益	8	17	6	9	2	6	0	3	-	-	0	-	
臨時利益	-	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	
積立金取崩額	50	-	50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期総損失	382	1,300	-	-	578	-	-	1,701	-	-	-	-	
合計	34,977 (16,125)	16,262	10,391	8,878	21,025 (2,174)	2,395	3,400	5,116	218	167	139	113	

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
経常費用	事業費	13,512 (12,223)	10,653	9,356	8,094	1,430 (142)	23	2,726	2,533	0	2	0	-
	一般管理費	2,426	1,760	988	682	675	498	477	374	208	153	79	58
	直接業務費	296	211	180	111	72	65	28	25	13	8	3	1
	管理業務費	305	228	92	69	86	76	90	49	25	25	12	10
	人件費	1,825	1,321	716	503	517	357	360	301	170	120	64	48
	減価償却費	86	75	47	42	21	21	16	10	2	2	0	0
	財務費用	247	131	1	1	195	124	0	0	6	0	47	7
	引当金等繰入	18,705 (1,143)	3,643	-	-	18,705 (1,143)	1,445	-	2,198	-	-	-	-
雑損	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期総利益	-	-	-	59	-	285	181	-	3	10	12	47	
合計	34,977 (16,125)	16,262	10,391	8,878	21,025 (2,174)	2,395	3,400	5,116	218	167	139	113	

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目において、計画の上段は洗替方式による額で、計画の下段のカッコ書き及び実績欄は差額補充方式による額で、それぞれ計上している。

3. 平成19事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	159,887	82,462	55,016	40,223	13,609	8,306	28,596	22,623	47,036	2,193	15,630	9,118
投資活動による収入	357	27	258	2	1	9	37	15	61	-	-	-
財務活動による収入	66,064	8,734	-	-	5,848	5,574	0	19	44,793	-	15,423	3,141
前年度からの繰越金	115,127	130,350	36,479	49,163	34,090	33,449	38,430	41,134	6,079	6,553	48	52
合 計	341,435	221,573	91,754	89,388	53,548	47,338	67,063	63,791	97,970	8,745	31,101	12,311

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	164,431	86,000	55,193	41,669	16,373	12,596	29,612	22,072	47,646	2,202	15,608	7,461
投資活動による支出	19	14	17	13	-	-	2	-	1	1	0	-
財務活動による支出	62,212	6,772	-	-	1,996	1,996	-	-	44,793	-	15,423	4,776
翌年度への繰越金	114,772	128,787	36,544	47,706	35,179	32,746	37,449	41,719	5,530	6,542	70	74
合 計	341,435	221,573	91,754	89,388	53,548	47,338	67,063	63,791	97,970	8,745	31,101	12,311

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成19事業年度業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
収 益	政府事業交付金収入	1,099	1,228	100	292	570	570	429	366	-	-	-	-
	政府補給金収入	194	123	-	-	194	123	-	-	-	-	-	-
	事業収入	12,207	9,034	9,228	6,631	462	362	2,356	1,916	23	13	139	113
	受託事業収入	2	2	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
	引当金等戻入	18,852 (-)	996	-	66	18,852 (-)	930	-	-	-	-	-	-
	合 計	32,353 (13,501)	11,384	9,328	6,989	20,080 (1,228)	1,987	2,784	2,282	23	13	139	113
費 用	事業費	13,484 (12,195)	10,623	9,328	8,067	1,430 (142)	23	2,726	2,533	-	-	-	-
	財務費用	246	130	-	-	194	123	-	-	6	-	47	7
	引当金等繰入	18,705 (1,143)	3,643	-	-	18,705 (1,143)	1,445	-	2,198	-	-	-	-
	合 計	32,435 (13,584)	14,396	9,328	8,067	20,329 (1,478)	1,591	2,726	4,732	6	-	47	7
収 支 差	△ 82	△ 3,012	-	△ 1,078	△ 250	397	59	△ 2,449	17	13	92	106	

(注) 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。

2. 引当金等戻入、事業費及び引当金等繰入の科目の上段は洗替方式による額で、下段のカッコ書きは差額補充方式による額でそれぞれ計上している。